

## マイナ保険証 慣れてきましたか？



12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了しました。新しい制度が始まって約1か月が経過し、定着してきたという方も多いかと思いますが、病院に行く機会が多くない方々にとっては、よく分からないうちに制度が移行していて、急な受診の際に戸惑うなんてことがあるかもしれません。これからの制度を改めて確認していきましょう。

### マイナ保険証のメリット・デメリット

#### マイナ保険証を利用する主なメリット

- 医療費が少し安くなる場合がある。(初診・再診料)
- 高額療養費の申請が簡単になる場合がある。
- 転職や引越後も手続きが不要で使える。
- 過去の診療情報を医師や薬剤師と共有できる。
- 事故や災害時でもお薬情報が連携される。

#### マイナ保険証の主なデメリット

- ▲マイナンバーカードの期限切れや紛失時に使えない。
- ▲再発行の申請から手元に届くまで時間がかかる。
- ▲システム障害時に使えない可能性がある。
- ▲対応していない病院・薬局もある。
- ▲情報漏洩のリスクがある。

### マイナ保険証の利用開始までの流れ

- ① マイナンバーカードの取得 市区町村役場などでマイナンバーカードの申請・交付を受ける
- ② 健康保険証としての利用登録
  - ・スマートフォンやパソコンから、マイナポータルにアクセス
  - ・医療機関や薬局の窓口にある顔認証付きカードリーダーで直接登録
  - ・セブン銀行 ATM を使って登録
- ③ 医療機関・薬局での利用 医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざす

### マイナ保険証を取得しない場合の受診方法

- ① 従来の健康保険証を提示：移行措置として引き続き医療機関や薬局の窓口で **2025年12月1日までは使用可**
- ② 資格確認書を提示：従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」を医療機関や薬局の窓口で提示  
※資格確認書の大きさや紙の種類は、発行する保険者によって異なります。気になる方は加入している保険者にお問い合わせください。

### マイナ保険証を使っていく上での注意点

マイナンバーカードには個人情報登録されているため、カードの管理には十分に気を付けなくてはなりません。紛失や盗難の際には、速やかに市区町村役場に届け出てください。また、有効期限もありますので確認が必要です。そして、制度は始まりましたが、情報漏えいのリスクもゼロとは言えません。不正な使用が疑われる場合にも同様な対応が必要です。

すべての医療機関がマイナ保険証に対応しているわけではありません。対応する医療機関は増えていくと思いますが、マイナ保険証に対応していない医療機関を利用する場合、基本的にはマイナ保険証のほかに「マイナポータルの資格情報画面」や「資格確認のお知らせ」の提示が必要となるようです。事前に受診する医療機関に確認することをおすすめします。

※マイナ保険証をお持ちでない場合と同様に2025年12月1日までは従来の健康保険証を使用できます。

### 「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」

マイナンバーカードに限らず様々な分野でデジタル化が進んでいます。急激なデジタル社会への移行に戸惑いや不安も多いことと思います。(このマイナ保険証については、筆者も分からないことだらけです…。)分からないことや不安なことがあったら、やはり聞くのが一番です。今は生成AIという“強力な助っ人”もいます。「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」です。自ら学び続ける姿勢、まさに生涯学習の精神でデジタル社会に立ち向かっていきましょう。

マイナ保険証についてのお問い合わせは、右のマイナンバー総合フリーダイヤルのほか、加入している健康保険組合や市区町村役場等にお問い合わせください。また、マイナ保険証に関する最新の情報については、厚生労働省のウェブサイト等をご参照ください。



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分